

# 市 会 議 案

令和4年5月臨時会（令和4年5月19日提出）

名 古 屋 市

令和4年承認第1号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、名古屋市市税条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分により令和4年4月1日制定し、公布した。

上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和4年5月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第31号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の6第3項中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第16項ただし書」を「附則第15条第15項ただし書」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第2号」を「

附則第15条第24項第2号」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

新 旧 対 照 (改正後)  
(改正前)

名古屋市市税条例附則（抜すい）

（条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合）

第14条の6 (略)

2 (略)

- 3 法附則第15条第15項本文に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法附則第15条第15項ただし書に規定する条例で定める割合は、5分の2とする。
- 5 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 6 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 8 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 9 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

- 12 法附則第15条<sup>第26項</sup><sub>第27項</sub>第2号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 13 法附則第15条<sup>第26項</sup><sub>第27項</sub>第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 14 法附則第15条<sup>第29項</sup><sub>第30項</sub>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条<sup>第33項</sup><sub>第34項</sub>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 16 法附則第15条<sup>第34項</sup><sub>第35項</sub>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条<sup>第43項</sup><sub>第46項</sub>に規定する条例で定める割合は、6分の1とする。
- 18 } 19 (略)

